

令和4年第12回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月7日(水) 午後1時～午後4時
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 脇山久利	3番 袈裟丸一彦
5番 宮原敏久	6番 山添 明	7番 川添哲也
8番 三塩政廣	9番 内山敏彦	11番 井上順一
12番 伊藤富幸	13番 石川利恵	14番 峯 政敬
15番 松本耕一	17番 吉田 哲	19番 阿部 太
4. 欠席委員

4番 脇山祐治	16番 峯 直子	18番 宮崎隆広
---------	----------	----------
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第67号
農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について
 - ・議案第68号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第69号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第70号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第71号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
 - ・議案第72号
空き家等に付随した特例農地の指定申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	吉本 彰也
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室係長	富田 浩之
北波多分室職員	吉田 幸司
肥前分室職員	柴田 大地
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
呼子分室職員	伊藤 詩織
七山分室係長	阿賀野 忠司

7. 審議の内容

事務局長	定刻となりましたので、ただいまから始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号4番脇山祐治委員、16番峯直子委員、18番宮崎隆広委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので、報告いたします。本日の出席委員は、15名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和4年第12回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号9番内山敏彦委員、議席番号12番伊藤富幸委員を指名いたします。それでは事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第67号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について6件、議案第68号農地法第5条の規定による許可申請について27件、議案第69号農地法第3条の規定による許可申請について7件、議案第70号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について26件、議案第71号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について6件、議案第72号空き家に付随した特例農地の指定申請について1件、計73件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、

申請者の住所、氏名、申請農地の所在等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧いただきたいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいまの報告のとおり、今回の付議事項は、議案第67号から第72号までの6議案73件であります。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第67号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号1番について説明します。上段に記載していますのが変更前、下段に記載していますのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は239平方メートルです。現況は、雑種地になっております。この案件は、平成18年〇月〇〇日付けで作業所および休憩所での転用許可を受けておりましたが、農地部分にかからず建築をされていて、用地を別の用途、合併浄化槽および排水施設に利用していたため、指導の結果、計画変更申請を行なうものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1から2ページをご覧ください。隣接地

の地目などについては、3ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については変更の手続きが必要なことを知らずに、令和2年7月に合併浄化槽を含む排水処理施設用地に利用されており、そのことに対しての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、変更に伴う手続きは特にありません。変更点としましては、事業者は作業所および休憩所を建築する際に敷地が必要と思い、計画をされていましたが、諸事情で規模を縮小され、取得した土地の利用を模索したまま経営者が代わり、浄化槽用地になっていて、今回の指導により計画変更をするものであります。排水について、雨水は自然地下浸透、汚水も2段階の合併浄化槽を介して処理水を海へ放流させる計画です。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、前回と変わりません。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

伊藤富幸委員 はい。12番の伊藤です。ただいま事務局のほうから詳しい説明がございましたけれども、12月1日に西部調査会におきまして現地調査を行いました。現地につきましては、先ほど説明がございましたように、平成18年の〇月に転用許可があったにも関わらず、既に今20年近くなつとるわけで

すよね。そういうことで農業委員会のほうからもですね、実施、指導、勧告の下にこういう先ほど言われた、令和2年の7月に合併浄化槽を設置したというようなことで、当初の計画と20年後の計画というのは、ちょっとそこが違っているわけですね。そういうことで、現地の中でもこれは239平米の中で合併浄化槽といたしましても、やはり10平米程度しかないわけです。じゃあほかの所はどうするかというふうなことで、事務所のほうにもお尋ねいたしました。そして自然流下、沈殿というようなことでございました。そういうことで、それはまあしかたないなというようなことでございまして、その隣接地といたしましては、左は土手があって、正面は竹林、要するに雑木が生えておるわけです。右はもう海岸線です。そういうことで、隣接地については別に問題はなかろうというようなことで、じゃあこれでいいだろうという判断をいたしましたわけでございますので、委員の皆様方の審議をよろしくお願いをいたしたいと思っております。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。(袈裟丸委員「はい。’)
はい。袈裟丸委員。

袈裟丸一彦委員 3番袈裟丸です。私も現場を見に行きました。それで私もその説明どおり同意はしております。今後、そのような施設、浄化槽だけじゃなくてですね、作業場とかですね、それで申請の面積が1反、2反と広い場合、それが変更でほんの少しの所しか使わなかった場合、そのままの変更後の土地の所有は移転されるように認めてやるとですか。農業委員会は。1

反とか2反とかですね、大きくなった場合。浄化槽がたった10平米ぐらいしかない場合。

農地係長

浄化槽が面積的に小さかったけんですね、どうなのかなどは思ったんですけど、事業者さんと話しまして、あとの土地もそのまま使わないといかんということだったので、今回はそのまま申請してもらったんですけど、もしも今後そんなに必要な所が少なくなれば、名義変更をされていない状況でしたら、また計画で分筆などの指導をするかと思うんですけど、もう名義変更をされた後ということで、なかなかですね、元に戻してくださいというのがなかけんがですね、そのへんはもうちょっと事業者さんと話して変更の申請をするようにしないといかんのかなとは思いますが。

袈裟丸一彦委員

そのようになった場合、面積ですね、面積に応じて何らかの処置を考えとかないかならうと思いますが。何もなければ、初めもう1反も2反も広い土地にいろいろ作りますと言うとって、10年も20年も後に何も作らんで小さい施設を建てた場合、そのまま名義変更されるようになるですもんね。今の状況だったら。ですのでそのへんのところをもう少し何か考えてもらいたいと思っております。以上です。

議長

何かありますか。(伊藤委員「はい。」) はい。伊藤委員。

伊藤富幸委員

はい。12番の伊藤です。農地法に係る事務処理要領の中に、転用についてという項目があると思います。その中で、3か月以上あるいは1年何もしてなかった場合、あるいは3割以下の実施だった場合、それに対して農業委員会としての

勧告、指導というのが、これは事務的にされておりますかね。

農地係長

進捗状況報告というのはしてもらわんといかんとですよ。あとは確実に完了報告まで出してくださいということは言っております。許可証を渡す時に。もしも、許可後、あそこは進んどらんごたるぞという所があったらですね、事務局に教えてください。また指導をさせていただきます。

伊藤富幸委員

もう一つ、この転用について変更した場合には、その計画とか計画資金、そういう変更も当然出てくるわけですよ。例えば先ほど私が説明したやつに、休息所とかそのほかの施設を作るための金額は出ておるわけですね、変更前は。でも変更後は出てないわけです。当然資金としては変わってくるはずですよ。そうなれば、この議案の中にも変わった金額が出てこないといかんわけですが、0円でしょ。そのへんの事務的処理を確実にやっていかんことには。そういう転用をする人の気持ちを十分にあなた達が教えてやらにゃいかん。それをしないで、ただ単に忙しいということで済まされるならば、これは何にもならん。だからやっぱり転用をして、そして実際はこうだったですよ、ああだったですよと、転用した方が納得できるような処理をしてもらいたか。そしたら私達もまた言いやすかわけ。極端に言うたら、事務局がそれはそのぐらいでもうやめとこうかと、で私達が行って、いや、それはこうですよと言った場合に、いや、本庁から来た人はこが言わしたばいと、もしなつた場合ね、何のため農業委員がおるかというようなことになるわけですよ。そういう

ことで、事務のほうにも十分配慮していただきたいということ
を私は今度現地に行ってだいたいわかりました。そういう
ふうな感じですか。以上です。

農地係長 すみません。浄化槽の建築費とかを調べて書いてもらえば
よかったんでしょうけど、今回はもう始末書案件ということ
で、記載がなかったことは申し訳ありませんでした。今後は
改善させていただきますので、どうぞよろしく願いいたし
ます。

議長 よろしいですか。伊藤委員。

伊藤富幸委員 はい。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り
ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を
いたしました。次に議案集2ページ、整理番号2番を議題と
します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の2ページ、整理番号2番について説明しま
す。上段に記載しておりますのが変更前、下段に記載してお
りますのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の
所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、
面積は、2,916平方メートルです。現況は、宅地になっ

ております。この案件は、令和2年〇月〇〇日付けで建売分譲住宅での転用許可を受けておりましたが、事業承継を行い、区画数を変更するため、計画変更申請を行なうものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の5から6ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、7ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、8ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、既に造成工事および自社の建築工事は完了されております。転用については、事業者より始末書が提出されております。

行政関係の手続きについて、変更に伴う手続きは特にありません。変更点としましては、事業者は（事業承継事情の詳細）…ことにより、区画の増大を伴うため、計画変更するものであります。排水について、前回同様、雨水は敷地内道路側溝を介して東側道路側溝へ流し、汚水も新設道路に設置の排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は1番となっており、前回と変わりません。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

内山敏彦委員 はい。9番の内山です。脇山祐治委員が欠席しております

ので、私のほうからお答えします。12月3日、東部調査会におきまして現場の確認を行いました。最初現場を見ただけでは何がどうなっているのかという感じだったんですけど、ずっと1棟1棟を見ますと、この施設配置図のように最初の予定の10棟から13棟が増えておりました。もう既に建築済みの建物も多くありまして、今更それがという部分もありましたけど、しかたがない、問題はないのかなというふうにみんなで結論を出しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。(川添委員「はい。」)
はい。川添委員。

川添哲也委員 7番川添です。異議ではないんですけども、次の3番とか4番とか5番の案件も非常に似ておりまして、これは何か関連性があるのでしょうか。

農地係長 はい。5条の1番から4番までですね、それが事業を承継した分が含むものですから、5条に出てきてるんですけど、この計画変更だけの分は、自社で建てらした分があるもので、その前に、その区画数だけ増やすということで、最初これで計画を変更して、あと5条の1から4で別の業者さんが建てらすことで、関連が出てくるようになっております。まず区画数を増やしたということの変更で今回出させていただいております。

川添哲也委員 なかなかわかりにくくて、同じような案件があつて、関連性があるなら一括でできないのかなとちょっと思ったもので

すから、質問いたしました。以上です。

農地係長 1 番から 4 番で事業継承をされた業者さんの分は説明させていただきます。で、自社でさした分があるものですから、ここで区画を増やした分だけの変更ということで出させていたいただいております。

議長 川添委員さんよろしいですか。

川添哲也委員 はい。

議長 ほかにございませんか。(松本委員「はい。」) はい。松本委員。

松本耕一委員 1 5 番松本です。事業継承というのが、まず認可が下りてからその事業継承をされた人が建てるのが筋で、それはまだされてないということですよ。その事業を継承された人がもう建てているということなんですか。この 8 ページのほうを見ても、変更前のやつと変更後のほうで何か状況が違うんですよね。建築済みの所の。1 号農地と 2 号農地の所の区画の割り方もちょっと違うし、そのへんがどうなっているのか確認をお願いします。

農地係長 事業継承をされずに済まれていたものですから、今回是正をしていただくための申請になります。もうほとんど建ってしまっているんですけど、県のほうに相談をさせていただいたところ、この手続きは地目は変っていてもしなさいということでしたので、何回か過去にあったんですけど、それ以降はもうこういうふうなかたちでさせていただいております。

松本耕一委員 これっていうのは、結局あつせんした後、それをまた引き

受けるのを見つけて、またそれでこうなっているっていうふうにも見えるんですよ。先に農地を押えておいて、その後でその興味がある人に売りますよみたいな、土地転がし的なことをしているようにも見えるんですよ。そういうことではないということでしょうか。

議長 事務局のほうから。

農地係・槻木 もう既に事業継承をされておまして、それによる、建物が売れなかった分に関しては、ほかの事業者継承するというかたちで既に継承をされております。その部分についての始末書も付いております。で、今回のかたちで申請をさせていただいております。

議長 松本委員、今の説明でよろしいですか。

松本耕一委員 ちょっと難しいことなんだなというのがわかりました。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に、議案集3ページ、整理番号3番から6ページ、整理番号6番までを議題とします。この4件は、議案第68号農地法第5条の規定による許可申請について1番から4番まで関連がございますので、それぞれ一括審議とし

たいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは議案集3ページ、整理番号3番および7ページの整理番号1番について、事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の3ページ、整理番号3番および7ページ、整理番号1番について説明させていただきます。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は宅地2筆、面積は合計で345.13平方メートルです。現況は、宅地となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の9から10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、既に2区画ともに住宅建築済みです。転用については、この案件は令和2年〇月〇〇日付けで許可が出ており、事後になりましたが、その一部の事業承継を行なうもので、当初事業者および承継事業者より始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては、前回の申請時にされており、今回は特にありません。隣接農地等への影響ですが、住宅建築が済みであり、特に影響はありません。排水について、雨水は敷地内新設の道路側溝を介して東側の道路側溝へ流し、汚水も新設の排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続

放流させる計画で、変更はありません。

生産組合長および区長からの意見書は、当初計画時に添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

内山敏彦委員 はい。9番内山です。これは先ほどの現地になるわけですが、ここが単純に言うと、この譲受人、借受人の間が名前がずーっと変わってしまっていて、なかなか私達も簡単に把握はできなかつたんですけど、この図面のとおりなんだなということで、とりあえずもう問題はないんだろうなということで結論を出しております。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号4番および7ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概

要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の4ページ、整理番号4番および7ページの整理番号2番について説明させていただきます。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は宅地4筆、面積は合計で749.09平方メートルです。現況は、宅地になっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の9ページから10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、既に4区画とも住宅建築済みです。転用について、この案件は、令和2年〇月〇〇日付けで許可が出ており、事後になりましたが、その一部の事業承継を行なうもので、当初事業者および承継事業者より始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、前回の申請時にされており、今回は特にありません。隣接農地等への影響ですが、住宅建築が済んでおり、特に影響はありません。排水について、雨水は新設排水設備を介して東側道路側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画で、変更はありません。

生産組合長および区長からの意見書は、当初計画時に添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項2番に該当します。
許可の基準は1番となっております。

議長 整理番号2番について説明を終わります。
地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

内山敏彦委員 はい。9番内山です。ここも先ほどと同じで、ただ、所有者の方が次々と出てきますので、次々と書面になっているわけですけど、これも12月3日に現地を確認しまして、そこをいろいろ審査というのもできる現地ではないので、問題ないのだろうということで結論を出しております。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号5番および7ページの整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の5ページ、整理番号5番および7ページ、整理番号3番について説明させていただきます。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおり

りです。地目は宅地2筆、面積は合計で400.47平方メートルです。現況は、宅地となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の9ページから10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、貸与証明書が提出されています。転用については、この案件は令和2年〇月〇〇日付けで許可が出ており、事後になりましたが、その一部の事業承継を行なうもので、当初事業者および承継事業者から始末書が提出されています。許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては、前回の申請時にされており、今回は特にありません。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用するため、特に影響はありません。排水について、雨水は敷地内新設の道路側溝を介して東側の道路側溝へ流し、汚水も新設の排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画で、変更はありません。

生産組合長および区長からの意見書は、当初計画時に添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。なお、この2区

画については、まだ敷地の造成のみで、建物は建っておりません。以上で説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

内山敏彦委員 はい。9番内山です。ここも同じで、12月の3日の日に確認をしております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集6ページ、整理番号6番および8ページの整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の6ページ、整理番号6番および8ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は宅地2筆、面積は合計で400.77平方メートルです。現況は、宅地となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の9ページから10ページをご覧ください。隣接地の

地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、この案件は令和2年〇月〇〇日付けで許可が出ており、事後になりましたが、その一部の事業承継を行なうもので、当初事業者および承継事業者から始末書が提出されています。許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては、前回の申請時にされており、今回は特にありません。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、2区画中1区画は住宅建築が済みであり、特に影響はありません。排水について、雨水は敷地内新設の道路側溝を介して東側の道路側溝へ流し、汚水も新設の排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画で、変更はありません。

生産組合長および区長からの意見書は、当初計画時に添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

内山敏彦委員 はい。9番内山です。これも同じでして、12月3日に東

部調査会で現地を確認しております。問題はないだろうということで、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 8 ページ、整理番号 5 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 5 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は、1, 3 4 1 平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は、資材置場および駐車場です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 3 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 4 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 5 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。なお、一部砂利敷きのため、所有者の始末

書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、東側は、既存コンクリートブロックを利用し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今、事務局から詳しく説明していただきました。もうここに始末書も上げられたということで、やっとかという感じでございまして、3日の日に東部調査会で調査していただきまして、何ら問題はないということで、皆様の審議のほどをよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 8 ページ、整理番号 6 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 8 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は、1, 0 5 8 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 6 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 7 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 8 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路占用許可申請、開発協議、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大 2 4 センチメートルの盛土を行い、整地し、北、南側にはコンクリートブロックを新設し、東および西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して東側の道路側溝へ放流、汚水も新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今、事務局から詳しく説明していただきまして、これは〇〇前の都市計画の1画で、何ら問題はないと、3日の日に東部調査会で調査していただきました。皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集9ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の9ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、畑1筆、面積は合計で1,395平方メートルです。現況は、雑種地になってお

ります。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の19ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資予定証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。なお、一部通路として利用されており、所有者の始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、団地等造成、開発行為協議申請、法定外公共物（水路）占用許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大75センチメートルの盛土を行い、整地し、南側の一部を除く周囲にはコンクリートブロックを新設、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設する道路側溝を介して南側の道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
す。

柴田誠委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。唐津2区の柴田です。12月3日に東部調査会で現地確認をいたしました。調査会では問題ないということでございましたので、審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集9ページ、整理番号8番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号8番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は、990平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の22ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、23ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、24ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、法定外公共物（水路）改築申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大70センチメートルの盛土を行い、整地し、東側には道路側溝を新設、ほかはコンクリートブロックを新設して、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝を介して東側の新設道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項3番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

柴田誠委員
(農地利用最適化推進委員)

唐津2区の柴田です。12月3日に東部調査会で現地確認をいたしました。場所的には、〇〇〇〇〇〇の南側ということになります。調査会では問題ないということでしたので、審議をよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 9 ページ、整理番号 9 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 9 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は、6 8 1 平方メートルです。現況は、栗畑になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 2 5 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 6 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 7 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、

最大30センチメートルの盛土を行い、整地し、北側は法面保護を行い、その他周囲にはコンクリートブロックを新設、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する集水柵を介して北側の水路に放流、汚水も新設する合併浄化槽を介して北側の水路へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号9番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

内山敏彦委員 9番内山です。12月3日に東部調査会において現地確認に行っております。場所は、〇〇〇〇〇のバイパスをはさんで西側になります。〇〇の横になりますけど、農地といっても〇が2、3本植わっている程度で、そこまで手の入っている畑という感じではありませんでした。調査会では問題ないだろうということです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集10ページ、整理番号10番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の10ページ、整理番号10番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は2,653平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の28ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、29ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、30ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、法定外公共物（水路）改築、占用申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大1メートルの盛土を行い、整地し、東側にはL型擁壁で土留めを行い、道路側溝を新設、ほかはコンクリートブロックを新設して、北および西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路

側溝を介して北側の新設道路側溝および南側の水路へ流し、
汚水も新設する排水設備を介して北側道路および西側道路の
公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意
見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項7番に該当します。
許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出さ
れています。

整理番号10番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いしま
す。

内山敏彦委員 9番内山です。12月3日に東部調査会で現地を確認して
おります。現場は、〇〇〇〇〇の横を西のほうに入っていつ
た所になりまして、もとはハウスがあったのを、もう片付け
てありました。みんなで確認をしましたところ、問題ないだ
ろうということです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り
ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を
いたしました。次に議案集10ページ、整理番号11番を議

題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号11番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、222平方メートルです。現況は、野菜畑になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の31ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、32ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、33ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明書、融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、令和5年2月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路占用許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大30センチメートルの盛土を行い、整地し、北側には側溝を新設、ほかはコンクリートブロックを新設して、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する雨水枡を介して北側の道路に埋設する排水管を通り、水路へ流し、汚水も新設する排水管を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号11番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

青木良夫委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。唐津5区の青木です。12月4日に中部調査会全員で現地のほうを確認に行きました。その結果、周辺にも家が建っており、何も問題なかったことをここに報告いたします。審議のほどをよろしく願いいたします。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集10ページ、整理番号12番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号12番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、208平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、進入路および駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等

の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の34ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、35ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、36ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、伐採、整地程度で現状のまま利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで、砂利敷きのため自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号12番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。12月4日の日、中部調査会で現地を確認しました。場所は、〇〇の前を通るバイパスがずっと〇〇のほうに続いているんですけど、その道のすぐそばであります。空き家になっている所に隣接する農地で、そのまま駐車

場として利用したいとのことでした。中部調査会のほうでは何ら問題ないとのこと。皆さんの慎重審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集11ページ、整理番号13番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の11ページ、整理番号13番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、3,532平方メートルです。現況は、牛舎等になっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の37ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、38ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、39ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着

手する計画です。なお、所有者が畜産業を経営していたため、牛舎等が残っており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、旧牛舎等を解体、撤去したのちは、現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで、自然地下浸透および越流分は西側道路側溝へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号13番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

森武則委員
(農地利用最適化推進委員)

唐津8区の森でございます。ただいまの説明のとおり、〇〇〇〇〇〇沿いの〇〇〇〇〇〇のほうに隣接をしておる場所でございます。12月4日、中部調査会において調査をした結果は、異議なしと認めております。審議決定をお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集11ページ、整理番号14番を議題とします。この案件につきましては、私山崎正廣が関与するため、議事参与制限に該当します。よって私が退席をいたしまして、進行を副会長である19番阿部太委員に引継ぎをいたします。よろしくをお願いいたします。

【山崎委員退席】

阿部太委員

失礼します。以上の理由によりまして、この案件、整理番号14番につきましては、阿部が進行をいたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号14番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、1,288平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、太陽光発電設備です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の40ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、41ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、42ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ

いて、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者からは条件付き同意、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号14番について説明を終わります。

阿部太委員 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

森武則委員 (農地利用最適化推進委員) 唐津8区の森です。12月4日、中部調査会における調査結果は、異議なしと認めました。審議決定をお願いします。

阿部太委員 ほかに質疑や異議はございませんか。(松本委員「はい。」)
松本委員。

松本耕一委員 15番松本です。特に異議はないんですけども、この〇〇〇〇〇〇という会社と、後に出てくる〇〇〇〇〇〇〇〇という

会社の関係というのを教えていただけたらいいかなと思うんですけれども。なぜかという、この同じ所の敷地内の、こんな近くに、同種の人で会社が違うというのはどういうことかなと思って気になりまして、一つ質問させていただきます。

阿部太委員 事務局より説明をお願いします。

農地係長 たぶん〇〇〇と思います。〇〇〇〇〇〇のほうが上かなと思います。

松本耕一委員 自分でこの会社調べてみたんですけど、(二社の詳細) …そういうところで何かこう、実態があるのかなというのが一つ、〇〇〇〇〇〇に関しては疑問があります。

農地係長 すみません。その関連まで確実にちよつとこちらでも調べておりませんので、次回の会議の時に報告したほうがよろしいでしょうか。

松本耕一委員 お願いします。

農地係長 はい。わかりました。

阿部太委員 はい。それでは次回の会議の折に報告ということで、松本委員よろしいでしょうか。(松本委員「はい。’)ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここで山崎委員の入室を許可いたします。

【山崎委員入室】

山崎委員にお知らせをいたします。議案集11ページ、整理番号14番につきましては、原案どおり可決いたしましたのでお知らせをいたします。ここでしばらく休憩をしたいと思います。約10分間休憩をいたします。2時40分までといたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

14時30分 休憩

14時40分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。これより先は、今までどおり私が進行をさせていただきます。先ほどはありがとうございました。議案集11ページ、整理番号15番を議題とします。事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号15番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、2,916平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の43ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、44ページの字図をご覧ください。土地利用

計画は、45ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号15番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

森武則委員
(農地利用最適化推進委員)

唐津8区の森です。12月4日中部調査会における調査につきましても、異議なしと認めました。なお、先に行われます18番までの地区につきましても、同じ場所でございますので、中部調査会の補足説明は省略させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。以上、中部調査会の報告をいたします。審議決定をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。(川添委員「はい。」)
はい。川添委員。

川添哲也委員 7番川添です。念のため聞きたいんですけども、15番
のこれは所有権移転になっておりますけれども、土地代金が
みんな〇〇万円とかで事業費は同額ですので、賃借権の設定
ではないでしょうね。

農地係長 はい。15番だけ所有権移転になっております。土地代金
なんですけど、申請書にそういうふうを書いてあったもので
すから、同じように書いております。

議長 川添委員よろしいですか。

川添哲也委員 はい。いいです。

議長 はい。そこだけです。15番だけ所有権移転ということ
でございます。ほかに質疑や異議はございませんか。(三塩委
員「はい。」) はい。三塩委員。

三塩政廣委員 8番三塩ですけれども、もう内容的には何もないわけです
けれども、この会社が実績があるのか、この佐賀県内ですね、
どこかに、どこの県かにいろいろ作ってあるのか、そういう
のがわかれば教えていただきたいと思っています。

議長 はい。事務局。

農地係長 令和3年の3月に同じ地区でこの〇〇〇〇〇〇〇〇がされ
ております。この周囲で実績はあります。

議長 よろしいでしょうか。(三塩委員「はい。」) ほかに質疑や異
議はございませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集12ページ、整理番号16番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の12ページ、整理番号16番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、2,291平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、太陽光発電設備です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の46ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、47ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、48ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置、南側道路より出入口とする計画です。排水につい

て、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号16番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

森武則委員
(農地利用最適化推進委員)

先ほど申し上げましたとおり、ありませんので、審議をお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。(袈裟丸委員「はい。）」
はい。袈裟丸委員。

袈裟丸一彦委員

3番袈裟丸です。ちょっとお尋ねですが、面積がいろいろ違うわけですが、パネルの枚数は〇〇〇枚で全部一緒ですが、何かいろいろと内容があるとですかね。

農地係長

一応今日業者のほうに聞いたところでは、敷地に関係なく、もう低圧で、その枚数で計画しているということは聞きました。この前に上げた〇〇の案件の分は高圧の太陽光設備ということで、枚数が多かったんです。ということで、敷地に関係なく、その枚数しか設置できないということは聞いております。

袈裟丸一彦委員

はい。わかりました。

議長

よろしいですね。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集12ページ、整理番号17番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号17番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、3,034平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、太陽光発電設備です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の49ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、50ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、51ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲にはフェン

スを設置、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。ここには沈砂池を2か所ほど設置するというで聞いております。

隣接農地所有者から条件付き同意、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されております。なお、条件につきましても、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されております。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されております。

整理番号17番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

森武則委員
(農地利用最適化推進委員)
議長

先ほどと同じです。よろしく申し上げます。

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集12ページ、整理番号18番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号18番について説明します。申請者の住所、

氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で2,084平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、太陽光発電設備です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の52ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、53ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、54ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置、東および南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されております。

整理番号18番について説明を終わります。

議長

ただいまの説明に対しまして、質疑や異議はございません

か。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集13ページ、整理番号19番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の13ページ、整理番号19番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は2,556平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、太陽光発電設備です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の55ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、56ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、57ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への

影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置、東および南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号19番について説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集13ページ、整理番号20番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号20番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、4,121平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、太陽光発電設備です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等につ

いては、資料図の58ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、59ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、60ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号20番について説明を終わります。

議長 これですら太陽光関係の議案説明は終わりですが、地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

森武則委員
(農地利用最適化推進委員)

12月4日、中部調査会においては異議なしと認めました。審議決定をお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集13ページ、整理番号21番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号21番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は518平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、農業用倉庫です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の61ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、62ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、63ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。なお、一部を農業機械倉庫として利用されており、所有者より始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大48センチメートルの切土を行い、整地し、東側道路よ

り出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は東側の道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号21番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

筒井正直委員
(農地利用最適化推進委員)

相知1区の筒井です。南部調査会で12月2日に現地確認をしましたところ、何ら問題はないであろうということで、皆さんの審議をお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集14ページ、整理番号22番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の14ページ、整理番号22番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、

議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、宅地一部現況畑1筆、面積は合計で373平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、庭園、ドッグランです。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の64ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、65ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、66ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資見込証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側の水路へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号22番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いしま

筒井正直委員
(農地利用最適化推進委員)

す。

はい。相知1区の筒井です。南部調査会で12月2日に現地確認をしましたところ、何ら問題はないでしょうということで、皆さんの審議をよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。(松本委員「はい。」)

はい。松本委員。

松本耕一委員

15番松本です。譲渡人が複数いるのはあるんですけど、譲受人が複数人というのは初めて見るんですけども、この場合、どちらの方が所有されることになるんですかね。

農地係・槻木

一応共有名義というかたちで取得されます。

松本耕一委員

わかりました。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集14ページ、整理番号23番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号23番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で178平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、宅地拡張です。

所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の67ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、68ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、69ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、農地法の許可が必要なことを知らずに、昭和60年頃から住宅の一部および車庫等に利用されており、現所有者から始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側の水路へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号23番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

黒木浩委員
(農地利用最適化推進委員)

相知2区の黒木です。12月2日、南部調査会で現地調査を行いました。宅地拡張された状態などを確認したところ、問題はないということでした。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集14ページ、整理番号24番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号24番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で359平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の70ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、71ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、72ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果

通知書が提出されています。転用については、令和5年3月に着手する計画です。なお、一部通路として利用されており、そのことについての現所有者からの始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北、南側は既存コンクリートブロックを利用し、北東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して北東側の道路側溝へ流し、汚水も新設の排水設備を介して北東側の道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号24番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

岡本是知委員
(農地利用最適化推進委員)

北波多1区の岡本是知です。南部地区委員で12月2日、全員で現地検討会を行いました。譲受者として(転用事情の詳細)…ということで、宅地を探しておられたということです。検索された結果、〇〇が適地と認められ、土地の所有権移譲を行いたいということで申請をされています。その土

地については、現在畑となっております、作物は栽培されておられません。土地は周りに〇〇〇等がありまして、宅地化が進んでおります。よって検討した結果、やむを得ないだろうということで承認いたしております。以上です。ご検討をお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集15ページ、整理番号25番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の15ページ、整理番号25番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田3筆、面積は合計で872平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の73ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、74ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、75ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ

いて、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大1.1メートルの盛土および1.7メートルの切土を行い、整地し、法面保護を施し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して西側の道路側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して西側道路の漁業集落排水管へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号25番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

中山政俊委員
(農地利用最適化推進委員)

肥前2区の中山です。12月2日の日に現地確認をいたしました。場所的には、〇〇〇〇〇と〇〇との中間地であり、山間地の水田で3アールから4アールの水田3枚でございました。調査会では問題ないということでありましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集15ページ、整理番号26番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号26番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は、1,200平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、船舶型柵置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の76ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、77ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、78ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については農地法の許可が必要なことを知らずに、平成16年頃から船舶型柵置場として利用されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、

現状のまま利用し、南側の私道および耕作道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は東側の水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号26番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

大浦崇委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。肥前1区の大浦です。11月30日に西部調査会の委員さんと現地確認に行きました。場所は、〇〇〇の南側の一番奥の所ですね。ここは前から船の型枠を置いてあったんですけど、許可が必要とわかり、転用申請が出ているところです。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集16ページ、整理番号27番を議

題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の16ページ、整理番号27番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑8筆、面積は6,134平方メートルのうち3,850.2平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、風力発電設備建設に伴う仮設用地、一時転用です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の79ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、80ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、81ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の出資意向表明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。令和7年11月30日までの3年間となっております。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大1.5メートルの切土を行い、整地して利用し、南および東、西側の道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西および南側の水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は3番となっております。

整理番号27番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

山下平和委員
(農地利用最適化推進委員)

鎮西1区の山下です。12月1日の日に西部調査会のほうで現地確認いたしました。場所的には〇〇ですね。〇の一番先、目と鼻の先が〇〇になっている所です。調査会では問題ないということでしたので、ご審議のほどをよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集17ページ、議案第69号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集18ページ、整理番号7番までの7件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概

要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の17ページから18ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計7件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから4ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。(三塩委員「はい。」) はい。三塩委員。

三塩政廣委員 8番三塩です。教えていただきたいんですけども、3番、新規農業者になられる方で、新しく〇反ばかり農地を取得されるわけですけども、この方は以前から農業で生計を立てたいということで理由の中に書いてありますけれども、年齢はどのぐらいの方なのか、それと今度取得される農地が畑がほとんどで水田が少しなんですけれども、ハウス施設があるのか、露地なのか、それと今の現状その農地が荒廃地なのか、活きている農地なのか、実際今何か作付けを土地の所有者がされているのか、そういうのがわかれば教えていただきたいと思います。

議長 事務局のほうから説明をしてください。

農地係・橋本

ご説明いたします。3番の件なんですけれども、まずご年齢なんです、年齢は〇〇歳の方が譲受人になられております。作物については、〇〇〇や〇〇を作付け予定でありまして、ハウス等ではない予定になっております。続いて現在の農地が活きている農地か、そうじゃないかということなんですけれども、もともと譲渡人の方がお持ちだった土地のうち、活きている分を譲受人の方に譲渡されまして、残りの分は非農地申請をされていらっしゃると思います。説明は以上となります。

議長

ただ今の回答でよろしいですか。(三塩委員「はい。」) はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集19ページ、議案第70号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(所有権)整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められましたので、市長に対し要請をするものです。譲渡人、譲受人の住所、氏名、申請農

地および移転する所有権の内容等については、議案書に記載のとおりです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用できる、農業に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集20ページ、議案第70号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)整理番号2番から議案集21ページ、整理番号7番までの6件を議題とします。この案件につきましては、巖木2区真名子勝正推進委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって真名子推進委員の退席を求めます。

【真名子推進委員退席】

この6件につきましては、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概

要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は合計で11,295平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここで真名子推進委員の入室を許可します。

【真名子推進委員入室】

真名子推進委員にお知らせします。議案集20ページ、整理番号2番から21ページ、整理番号7番までの6件につきましては、原案どおり可決しましたのでお知らせします。次に議案集20ページ、整理番号1番および21ページの8番から議案集24ページ整理番号25番までの19件について一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権が18件、使用貸借権が1件です。面積は合計で69,837.5平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集25ページ、議案第71号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集26ページ、整理番号6番までの6件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について回答をするものです。この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行なう集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件について、農用地配分によらず、受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は、合計で33,590平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集27ページ、議案第72号空き家等に付随した特例農地の指定申請についてを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の27ページをご覧ください。農地法第3条では、5,000平米以上耕作しないと農地を取得することができないと規定されています。しかし、唐津市農業委員会では、空き家に付随した農地については、下限面積を1平方メートルまで下げるようにしているので、農家の方でなくても空き家に付いた農地を買うことができます。対象となる農地の基準として、空き家に付随した農地であること、その農地が遊休農地であるか、または将来的に遊休農地になる可能性があるかという条件をつくっています。整理番号1番の申請人の住所、氏名、申請農地等については、議案書記載のとおりです。申請地の位置については、資料図をご覧ください。11月25日金曜日に担当地区委員および事務局職員で現地を確認しております。調査地は、現に耕作されておらず、傾斜地かつ一部山林化しており、耕作しようとするればいつでも耕作できるような土地とは言えない状況でありました。農地への復元が困難であると判断し、唐津市農地等権利移動制限特例農地指定制度実施要領第3条の規定により、特例農地とは認められないと判断したため報告いたします。なお、当該申請地につきましては、非農地証明の事務処理をすすめております。以上で説明を終わります。

議長 本案について、質疑や異議はございませんか。ただいまの事務局の説明はご理解していただけたでしょうか。ご意見ございませんか。

農地係長 簡単に言いますと、3条で認められる農地じゃなかったということで、非農地証明のほうに持って行った方がいいということで判断させていただきました。ただ、すみません。議案として上げておりましたので、一応報告と言うかたちになりますけど、ご理解いただければと思います。

議長 皆さんただいまの説明でよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして議案第67号6件、議案第68号27件、議案第69号7件、議案第70号26件、議案第71号6件、議案第72号1件、計6議案73件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間の慎重審議ありがとうございました。